

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P5-6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するも	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習2号を 良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 (1) 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を 良好に修了した者 については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となる

			のと評価し、上記第1の試験を免除する。	に足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。 (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。
2	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。 ○ ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されません。
3	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し	○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
4	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	<技能実習2号修了者の場合>	<ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者の場合>

		準 【確認対象の書類】		
5	別表	別表(ビルクリーニング)		(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。